



平成29年6月20日

多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」 養成プランの選定結果について

本年度から開始する多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プランについて、選定事業を11件決定しました。

1. 事業の背景・目的

本事業（平成29年度予算額：15億円）では、大学間の連携による「がん医療人材養成拠点」において、各大学の特色を生かした教育プログラムを構築し、がん医療の新たなニーズに対応できる優れた「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」を養成する取組を選定し、支援します。

2. 審査状況

平成29年3月10日付けで医学部医学科を置く各国公私立大学長宛に公募を行い、13件の申請を受け付けた後、「がんプロフェッショナル養成推進委員会」における審査を踏まえ、このたび、11件の事業が選定されました。

3. その他

がんプロフェッショナル養成推進委員会委員長（今井 浩三（東京大学客員教授））から、今回の選定について所見が述べられました。

<本件に関する問合せ先>

高等教育局医学教育課

医学教育係

電話 03-5253-4111（内 3306）

多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン 選定結果一覧

申請件数:13件 選定件数11件

No	区分	申請担当大学名	連携大学名	事業名
1	国	東北大学	山形大学、福島県立医科大学、新潟大学	東北次世代がんプロ養成プラン
2	国	筑波大学	千葉大学、群馬大学、日本医科大学、獨協医科大学、埼玉医科大学、茨城県立医療大学、群馬県立県民健康科学大学、東京慈恵会医科大学、上智大学、星薬科大学、昭和大学	関東がん専門医療人養成拠点
3	国	東京大学	横浜市立大学、東邦大学、自治医科大学、北里大学、首都大学東京	がん最適化医療を実現する医療人育成
4	国	東京医科歯科大学	秋田大学、慶應義塾大学、国際医療福祉大学、聖マリアンナ医科大学、東京医科大学、東京薬科大学、弘前大学	未来がん医療プロフェッショナル養成プラン
5	国	金沢大学	信州大学、富山大学、福井大学、金沢医科大学、石川県立看護大学	超少子高齢化地域での先進的がん医療人養成
6	国	京都大学	三重大学、滋賀医科大学、大阪医科大学、京都薬科大学	高度がん医療を先導するがん医療人養成
7	国	大阪大学	京都府立医科大学、奈良県立医科大学、兵庫県立大学、和歌山県立医科大学、大阪薬科大学、神戸薬科大学	ゲノム世代高度がん専門医療人の養成
8	国	岡山大学	愛媛大学、香川大学、川崎医科大学、高知大学、高知県立大学、徳島大学、徳島文理大学、広島大学、松山大学、山口大学	全人的医療を行う高度がん専門医療人養成
9	国	九州大学	福岡大学、久留米大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学	新ニーズに対応する九州がんプロ養成プラン
10	公	札幌医科大学	北海道大学、旭川医科大学、北海道医療大学	人と医を紡ぐ北海道がん医療人養成プラン
11	私	近畿大学	大阪市立大学、神戸大学、関西医科大学、兵庫医科大学、大阪府立大学、神戸市看護大学	7大学連携個別化がん医療実践者養成プラン

がんプロフェッショナル養成推進委員会委員名簿

あいば 相羽	けいすけ 恵介	東京慈恵会医科大学医学部客員教授
あまの 天野	しんすけ 慎介	一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン理事長
いまい 今井	こうぞう 浩三	東京大学客員教授
おおつ 大津	あつし 敦	国立研究開発法人国立がん研究センター東病院長
こまつ 小松	ひろこ 浩子	慶應義塾大学看護医療学部長
さいとう 齋藤	かよこ 加代子	東京女子医科大学附属遺伝子医療センター長
たきがわ 瀧川	ちづこ 千鶴子	KKR札幌医療センター診療部長
てらだ 寺田	ともひろ 智祐	滋賀医科大学医学部附属病院薬剤部長
なかがわ 中川	けいいち 恵一	東京大学大学院医学系研究科准教授
にしお 西尾	かずと 和人	近畿大学医学部教授
はりがえ 張替	ひでお 秀郎	東北大学大学院医学系研究科教授
ほり 堀	ひろき 浩樹	三重大学副学長
ほんだ 本田	まゆみ 麻由美	読売新聞東京本社医療ネットワーク事務局次長
みちなが 道永	まり 麻里	公益社団法人日本医師会常任理事

(五十音順 敬称略 計14名)

平成29年4月1日現在

がんプロフェッショナル養成推進委員会
ペーパーレフェリー名簿

NO	氏名	所属
1	唐澤 克之	がん・感染症センター都立駒込病院放射線診療科部長
2	五嶋 孝博	がん・感染症センター都立駒込病院副院長
3	土原 一哉	国立がん研究センター先端医療開発センター ゲノムTR分野長
4	長島 文夫	杏林大学医学部教授
5	成松 宏人	神奈川県立がんセンター臨床研究所がん予防・情報学部 部長
6	林 和彦	東京女子医科大学がんセンター長
7	松本 公一	国立成育医療研究センター小児がんセンター長
8	森田 達也	聖隷三方原病院 副院長

(五十音順 敬称略 計8名)

多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン

平成29年度予算額（案）：15億円（新規）

背景

- がんは、わが国の死因第一位の疾患であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題。
- がん対策の一層の充実を図るため、「がん対策基本法」が制定（H19.4施行）。

（がん専門医療人材養成に係るこれまでの成果）

日本のがん医療で不十分とされている放射線療法、化学療法、緩和医療等に関する専門資格取得に向けた大学院教育コースや臓器横断的な講座の設置等によりがん専門医療人材の育成に一定の成果。

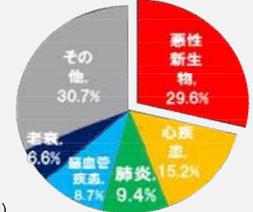
（※基本法に基づき「がん対策推進基本計画」を閣議決定）

【死因別死者数】

がんによる死者数は、第1位

1日に約1,000人が、
がんで亡くなっている。

1	悪性新生物	381,443人
2	心疾患	195,933人
3	肺炎	120,846人
4	脳血管疾患	111,875人
5	老衰	84,755人
6	その他	395,76人
死者数計		1,290,428人



（出典）：平成27年度人口動態統計（速報値）

新たなニーズ

「後のがん対策の方向性について」（平成27年6月 がん対策推進協議会）

ライフステージごとに異なった身体的問題、精神心理的問題、社会的問題が生じていることから、AYA（Adolescent and Young Adult）世代（春期世代と若年成人世代）や高齢者のがん対策等、他の世代も含めた「ライフステージに応じたがん対策」として、対策を講じていく必要。

「がん対策加速化プラン」（平成27年12月総理発言を基に厚労省まとめ）

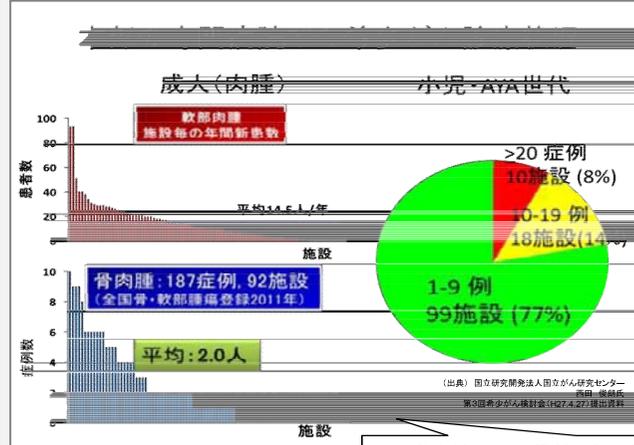
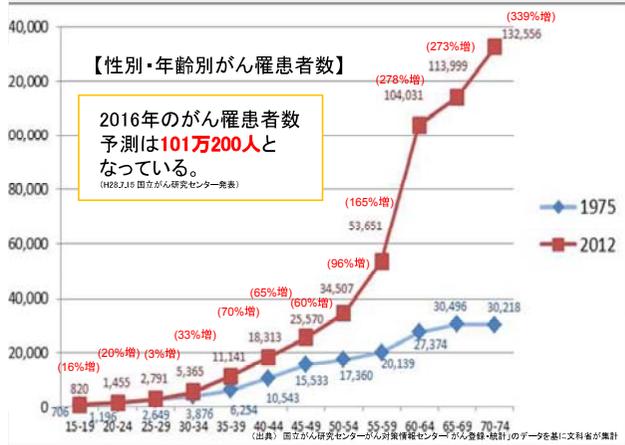
- 今後、アカデミアや企業と協力してゲノム医療の実用化に向けた取組を加速させていく必要。
- 希少がん医療に関する医師や医療機関等の情報が不足していることや、病理診断が難しいこと、希少がんに関する臨床研究を推進するための体制が不足していること等が課題として指摘。

「緩和ケア推進検討会報告書」（平成28年4月 緩和ケア推進検討会）

- がん看護領域の専門・認定看護師等の確保が必要。
- 緩和医療に関する大学講座が少なく、卒前教育は不十分な状況。
- 医学生、臨床研修医、看護学生、薬学生等への緩和ケアに関する教育・研修を推進する必要。

「がん対策推進基本計画」（平成24年6月 閣議決定）

緩和ケアは精神心理的、社会的苦痛を含めた全人的対応が必要であり、その対象者は、患者のみならず、その家族や遺族も含まれている。



対応策

取組・期待される成果

これまでに構築された「がん医療人材養成拠点」における人材養成機能を活用し、以下の取組を実施。

高度がん医療人材の養成

ゲノム医療従事者の養成

- 標準医療に分子生物学の成果が取り入れられることによるオーダーメイド医療への対応。
- ゲノム解析の推進による高額な免疫チェックポイント阻害薬、分子標的薬の効果的な使用による医療費コストの軽減。

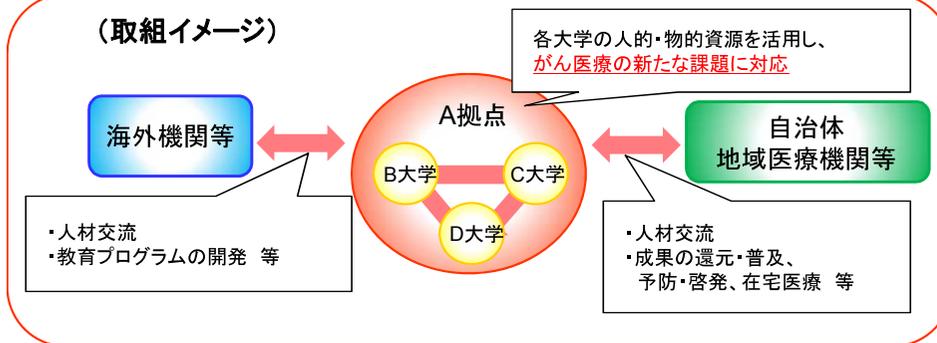
希少がん及び小児がんに対応できる医療人材の養成

- 希少がん及び小児がんについて、患者が安心して適切な医療・支援を受けられるような治療法を組み合わせた集学的医療を提供できる医療チームの育成。

ライフステージに応じたがん対策を推進する人材の養成

- ライフステージによって異なる精神的苦痛、身体的苦痛、社会的苦痛といった全人的苦痛（トータルペイン）を和らげるため、医師、看護師、薬剤師、社会福祉士（ソーシャルワーカー）等のチームによる患者中心の医療を推進し、患者の社会復帰等を支援。

（取組イメージ）



全国がん患者団体連合会主催「がん対策の推進を求める国会院内集会」開催のご報告

2017年6月19日（月）午前10時から午後4時に参議院議員会館にて、国会議員の皆様をはじめ、がん患者団体やメディアの皆様などにご参集いただき、全国がん患者団体連合会（全がん連）主催による「がん対策の推進を求める国会院内集会」が開催されましたので、ご報告いたします。

午前の部（10：00～11：20）では、「パネルディスカッション：がん対策の推進に向けて」と題して、6月2日に厚生労働省「がん対策推進講義会」で取りまとめられた国の「第3期がん対策推進基本計画」基本計画に定められた3本の柱（分野）である「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」「患者本位のがん医療の実現」「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」について、がん患者団体や医療者、厚生労働省の立場のパネリストの皆様にご参加いただきました。

司会進行

- ・天野慎介（全国がん患者団体連合会理事長）
- ・松本陽子（全国がん患者団体連合会副理事長）

パネリスト（順不同）

- ・吉田輝彦氏（国立がん研究センター研究支援センター長）
- ・若尾文彦氏（国立がん研究センターがん対策情報センター長）
- ・桜井なおみ氏（厚生労働省がん対策推進協議会委員／CSRプロジェクト代表理事）
- ・馬上祐子氏（厚生労働省がん対策推進協議会委員／小児脳腫瘍の会代表）
- ・丹藤昌治氏（厚生労働省健康局がん・疾病対策課がん対策推進官）



吉田輝彦氏



若尾文彦氏



桜井なおみ氏



馬上祐子氏



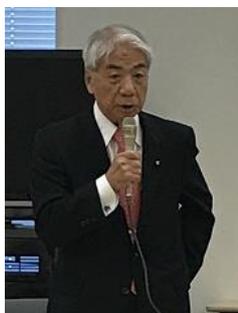
丹藤昌治氏

昼の部（11：30～13：00）では、塩崎恭久厚生労働大臣（自民党所属）、古屋範子厚生労働副大臣（公明党所属）、超党派議連「国会がん患者と家族の会」代表世話人である尾辻秀久参議院議員（自民党）、同議連事務局長である古川元久衆議院議員（民進党）より、がん対策の推進に向けた決意を改めてご挨拶いただき

ました。また、出席した各地の患者団体より「私たちが求めるがん対策」と題した意見表明を行い、ご出席いただいた三原じゅん子参議院議員（自民党）、熊野正士参議院議員（公明党）、小川克巳参議院議員（自民党）、薬師寺みちよ参議院議員（無所属）、島村大参議院議員（自民党）、堀内照文衆議院議員（共産党）（以上ご出席順）より、がん対策の推進に向けた力強いお言葉をいただきました。



塩崎恭久厚生労働大臣



尾辻秀久参議院議員



古屋範子厚生労働副大臣



古川元久衆議院議員



三原じゅん子参議院議員



熊野正士参議院議員



小川克巳参議院議員



薬師寺みちよ参議院議員



島村大参議院議員



堀内照文衆議院議員

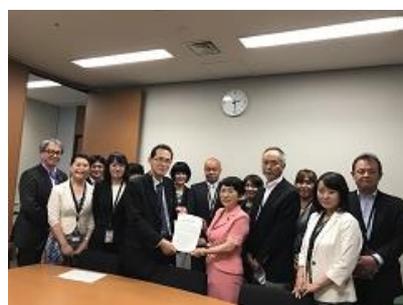
午後の部（14：00～16：30）では、出席した各地の患者団体の皆様と共に、衆議院と参議院の厚生労働委員会に所属する与野党の国会議員の皆様が議員会館事務所を訪問し、国の平成30年度がん対策予算の確保などを求める要望書「国のがん対策の更なる推進を求める要望書～改定がん対策基本法の成立と第3期がん対策推進基本計画の策定を受けて」を提出いたしました。与野党の議員会館事務所で秘書の皆様が要望書を受け取っていただくとともに、小池晃参議院議員（共産党）並びに福島みずほ参議院議員（社民党）の事務所では、秘書と議員ご本人よりお時間をとっていただき、がん対策の推進について熱心に要望を聴いてくださいました。



出席した各患者団体より意見表明



小池晃参議院議員の議員会館事務所にて



議員会館にて福島みずほ参議院議員と共に

国会の会期終了後にもかかわらず、多くの国会議員並びに秘書の皆様にご出席をいただいたことに心より感謝申し上げますとともに、院内集会にご参集いただいた各地のがん患者団体、メディアの皆様にご挨拶申し上げます。がん対策推進に向けて引き続き皆様のご支援を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

国会議員の皆様

一般社団法人「全国がん患者団体連合会」並びに
「がん対策の推進を求める国会院内集会」出席団体

国のがん対策の更なる推進を求める要望書
～「改正がん対策基本法」の成立と「第 3 期がん対策推進基本計画」の策定を受けて～

謹啓

先生におかれましては、平素よりがん対策の推進にご理解とお力添えをいただき、がん患者や家族の立場から心より御礼申し上げます。

2016 年 12 月には、超党派議連「国会がん患者と家族の会」での検討を経て「改正がん対策基本法」が成立し、2017 年 6 月には、厚生労働省「がん対策推進協議会」での検討を経て、国の第 3 期「がん対策推進基本計画」が策定され、今夏には閣議決定される見込みです。今後は、がん対策推進基本計画の内容を受けて国の具体的ながん対策が検討され、各都道府県でも第 3 期「がん対策推進計画」が検討されます。

一般社団法人「全国がん患者団体連合会」と「がん対策の推進を求める国会院内集会」（6 月 19 日開催）出席団体は、「改正がん対策基本法」の成立と「第 3 期がん対策推進基本計画」の策定を受け、国のがん対策に必要な政策が実行され、「がん医療の向上」と「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」の実現を目指し、次の要望をいたします。先生のご理解とお力添えを賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 「改正がん対策基本法」の成立と「第 3 期がん対策推進基本計画」の策定を受けて、国のがん対策とがん研究において必要な政策が実行されるよう、国の平成 30 年度予算で平成 29 年度のがん対策予算（厚生労働省分 314 億円など）と同程度以上の予算を確保していただきますよう、お願い申し上げます。

2. 「第 3 期がん対策推進基本計画」にあたり、特に以下の必要な施策が実施されるよう要望いたします。

- ゲノム医療を含むがんの基礎・臨床研究や橋渡し研究の予算を十分に確保し、ゲノム医療の保険収載や人材の育成、がん患者や遺伝子変異陽性の未発症者の社会的不利益からの擁護を進めること。
- がん患者が診断時から緩和ケアを受けられるよう拠点病院等での緩和ケアを徹底し、小児・AYA 世代の在宅療養費を含め、がん患者が介護保険等を活用出来るようにし、在宅医療を充実させること。
- 飲食店など不特定多数の人が集まる場所で受動喫煙をなくし、建物内禁煙を基本とした実効性のある法的措置を講じること等によりがんの予防を進め、科学的根拠に基づくがん検診を実施すること。
- 難治がん、希少がん、小児がんの治療成績向上に資する研究開発の促進と診療の質の向上を図り、患者が適切な診断と治療、医療機関に早期にアクセス出来るよう情報提供と体制整備を進めること。
- 小児のがん拠点病院と連携病院、在宅医療のネットワークの構築と質の向上を図り、AYA 世代のがん患者や家族への適切な医療、精神心理的・社会的な支援を提供できる医療機関等を整備すること。
- がん患者と家族が職場で不利益を被らないよう擁護する指針を策定し、中小企業へのインセンティブの付与や柔軟な働き方を支援する制度を検討し、がん患者にも配慮したがん教育を推進すること。

以上